

記

- 1 法第4条第1項において、商店街整備計画に基づく事業としてアーケードを例示しているが、アーケードの取扱いについての当庁の見解は、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発注第5号、発備第2号）において示したとおりであり、アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、従来どおり、これを抑制するものとし、商店街整備計画に基づく事業としてのアーケードの設置についても、道路交通法第77条第1項の規定により、所轄警察署長が許可をする場合は、上記通達のアーケードの設置基準に合致したものに限ること。
- 2 規則第1条第2項第6号の「当該許可……を……得る見込みがあることを証する書面」についての様式は、別添のとおりとする。

別 添

道路使用許可を得る見込みがあることを証する書面

| 道 路 使 用 許 可 申 請 書 | | | |
|---|-----------|-------|--|
| | | | 年 月 日 |
| 警 察 署 長 殿 | | 住 所 | |
| | | 申 請 者 | 氏 名 ㊟ |
| 道路使用の目的 | | | |
| 場所又は区間 | | | |
| 期 間 | 年 月 日 時から | 年 月 日 | 時まで |
| 方法又は形態 | | | |
| 添 付 書 類 | | | |
| 現 場 | 住 所 | | |
| 責任者 | 氏 名 | 電 話 | |
| 第 号 | | | |
| 道 路 使 用 許 可 見 込 証 書 | | | |
| 上記のとおり許可する見込みがあることを証する。ただし、次の事項を遵守すること。 | | | |

○中小小売商業振興法等の制定について

(昭和48年12月5日
丁交企発第220号警察庁交通局交通企画課長
丁規発第86号警察庁交通局交通規則課長)

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長

中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「法」という。）、中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）及び中小小売商業振興法施行規則（昭和48年通商産業省令第100号。以下「規則」という。）が、昭和48年9月29日付けで公布され、同日から施行された。これらの法令の施行に伴い、交通警察運営上留意すべき事項は、下記のとおりであるので、この取扱いに遺憾のないようにされたい。

| |
|--------------------|
| |
| 年 月 日 警 察 署 長 印 |

- 備考 1 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積等使用について必要な事項を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 3 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

参 考 (昭和48年9月29日付け官報)

中小小売商業振興法 (抄)

(目的)

第1条 この法律は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売事業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「中小小売事業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- (2) 企業組合
- (3) 協業組合

(高度化事業計画の認定等)

第4条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組

合連合会(第6条第1号において「事業協同組合等」という。)は、主として中小小売事業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売事業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売事業者と共同して同号に定める事業について、それぞれ店舗共同化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗共同化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

- (1) 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売事業者である組合員のための共同店舗の設置の事業
- (2) 協業組合 組合の店舗の設置の事業
- (3) 他の中小小売事業者と合併をしようとし、又は他の中小小売事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して小売業に属する事業を主たる事業として営む会社を設立しようとする中小小売事業者 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗の設置の事業

3 連鎖化事業(主として中小小売事業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、かつ、経営に関する指導を行なう事業をいう。以下同じ。)を行なう者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

4 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画(以下「高度化事業計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第1項に規定する事業、第2項各号に定める事業又は前項に規定する事業(以下「高度化事業」という。)の目標及び内容
- (2) 高度化事業の実施時期
- (3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 通商産業大臣は、第2項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又

は第2号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る会社の行なう事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第5条 国は、前条第1項から第3項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(以下「認定計画」という。)に基づく高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

中小小売商業振興法施行令(抄)

(商店街整備計画の認定の基準)

第1条 中小小売商業振興法(以下「法」という。)第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業協同組合等の組員又は所属員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
- (2) 当該事業協同組合等の組員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者であること。
- (3) 法第4条第4項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- (4) 法第4条第4項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (5) 当該事業協同組合等の組員又は所属員が事業の実施者となる場合にあつては、当該組員又は所属員の店舗等を新設し、又は改造する事業であつて、当該組員又は所属員が新設し、又は改造する店舗等の敷地面積の合計のうち次のイ及びロに掲げる者でないものが新設し、又は改造する店舗等に係る部分が5分の1をこえないものであること及び当該組員又は所属員の5分の4以上が当該事業に参加するものであること。

イ 資本の額若しくは出資の総額が5,000万円(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、1,000万円)以下の会社又は常時使

用する従業員の数が300人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、50人)以下の会社若しくは個人

ロ 特別の法律によつて設立された組合又は連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上がイに掲げる者であるもの

中小小売商業振興法施行規則(抄)

(商店街整備計画に係る認定の申請等)

第1条 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による認定の申請は、当該商店街整備計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事に、様式第1による申請書1通及びその写し4通を提出して行なわなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該商店街整備計画について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し
- (2) 当該事業協同組合等の定款
- (3) 当該事業協同組合等の組員又は所属員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
- (4) 当該事業協同組合等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面
- (6) 道路にアーケードを設置する場合であつて、その設置について建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項ただし書の許可、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認若しくは第32条第1項の許可、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の許可又は消防法(昭和23年法律第186号)第7条第1項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面

第2条 法第4条第1項の規定による認定を受けた商店街整備計画に係る中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号。以下「施行令」という。)第4条第1項の規定による変更の認定の申請は、前条第1項に規定する都道府県知事に、様式第2による申請書1通及びその写し4通を提出して行なわなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該変更について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の

写し

- (2) 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面
- (3) 当該変更に伴い前条第2項第2号から第5号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類
- (4) 当該変更により前条第2項第6号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面